

令和5年 多賀町議会3月第1回定例会再開会議録

令和5年3月24日（金） 午後1時28分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明 子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正 浩 君
総 務 課 長	石 田 年 幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税 務 住 民 課 長	岡 田 伊 久 人 君		

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第23号 令和4年度多賀町一般会計補正予算（第9号）について
（予算特別委員長報告）

日程第3 議案第24号 令和4年度多賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について
（産業建設常任委員長報告）

日程第4 議案第25号 令和5年度多賀町一般会計予算について

- (予算特別委員長報告)
- 日程第5 議案第26号 令和5年度多賀町国民健康保険特別会計予算について
(総務常任委員長報告)
- 日程第6 議案第27号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計予算について
(総務常任委員長報告)
- 日程第7 議案第28号 令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について
(総務常任委員長報告)
- 日程第8 議案第34号 令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について
(産業建設常任委員長報告)
- 日程第9 議案第35号 令和5年度多賀町水道事業会計予算について
(産業建設常任委員長報告)
- 日程第10 議案第36号 令和5年度多賀町下水道事業会計予算について
(産業建設常任委員長報告)
- 日程第11 認定第37号 町道路線の認定について
(産業建設常任委員長報告)
- 日程第12 請願第1号 精神障害者に対する医療費助成制度の改善に関する請願書
(総務常任委員長報告)
- 日程第13 発委第2号 精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書案
- 日程第14 議案第38号 多賀町育英基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議員派遣の件について
- 日程第16 委員会の閉会中の継続調査について
(総務常任委員会)
(産業建設常任委員会)
(議会広報常任委員会)
(議会運営委員会)

(開会 午後 1時28分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和5年3月第1回多賀町議会定例会を再開いたします。

○議長(松居亘君) なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日の本会議に町長から追加議案1件が提出されています。

それでは、日程表のとおり、総務常任委員長および産業建設常任委員長ならびに予算特別委員長に付託案件の審査結果の報告を求め、各委員長に対し質疑の後、討論および採決を行います。

再開に当たり、町長から挨拶をさせていただきます。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 令和5年3月第1回多賀町議会定例会の再開に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、3月定例会を再開いたしましたところ、議員の皆様には大変ご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は3月3日に開会し、本日までの22日間におきまして、3日の本会議をはじめ、各委員会にて提出をさせていただきました36議案について、慎重なご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

なお、本日は本定例会の最終日でございますが、各委員会に付託をされました議案および本日提出をさせていただきます条例改正案につきまして、円滑かつ適切にご決議をよろしくお願い申し上げます、議会再開に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

(開議 午後 1時30分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(松居亘君) 日程第2 議案第23号から日程第12 請願第1号までを一括議題とし、総務常任委員長および産業建設常任委員長ならびに予算特別委員長より付託案件の審査結果の報告を行います。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

9番、川添武史総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川添武史君 登壇〕

○総務常任委員長（川添武史君） 総務常任委員会の付託を受けました審査結果を報告いたします。

総務常任委員会は、令和5年3月定例会、3月3日に付託を受けました「議案第26号 令和5年度多賀町国民健康保険特別会計」、歳入歳出予算8億9,906万円、「議案第28号 令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計」、歳入歳出1億2,067万円、「議案第27号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計予算」、歳入歳出8億6,360万を3月10日午前9時より11時まで、委員会室において、執行者側から町長、副町長、担当課長、課長補佐等の出席を求め、委員全員と質疑を行いました。また、「請願第1号 精神障害者に対する医療費助成制度の改善に関する請願書」についても、委員全員で議論をいたしました。その結果を、会議規則の規定により、次のとおり報告をいたします。

「議案第26号 令和5年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」は、岡田税務住民課長、江畑係長からの説明を求め、質疑を行いました。

国保の加入者は1,004所帯で1,584人、昨年度比36人減であり、歳入は国保税1億4,643万円で448万円の減、歳入全体の16.3%、県が示した令和5年度の標準保険料率は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせて1人当たり12万7,869円で、令和4年度に比較して1万7,900円の増額とありましたが、本町は令和5年度は据え置くことに決定をしたと報告がありました。

県からは6億6,138万円、1,083万円の増、73.63%と、町からの繰入金6,758万円、386万円の減、繰越金2,358万円である。国の出産育児一時金臨時補助金は1件5,000円で7件分の3万5,000円であります。

歳出は、療養諸費5億3,441万円、2,684万円増。高額療養費9,859万円、64万円の減。出産育児諸費は50万円で7人分の350万円。葬祭諸費は1人当たり5万円で20人分の100万円。県への納付金、一般分1億4,283万円、後期高齢者分5,480万円、介護保険分1,590万円と、3件で1,556万円の増であります。保健事業費は、人間ドッグ検診補助金、限度額1人2万円で140人分、280万円、特定健診等事業費で2,135万円。持ち回りで事務局を自治体でしてありますが、ほかの自治体が変わったため、1,366万円の減額になったとの報告を受けました。

主な質疑では、歳出の保健衛生費1,098万円の減額と特定健康診査等事業費268万円の減額はとの問いに対しまして、令和4年度は各市町と協会けんぽでBIWA-TEKUアプリという健康増進のアプリを全て県の補助金で運営をしましたが、令和5年度は甲賀市に変わりました。また、特定健康診査などの事業費も近江鉄道の車両に国保のラッピングをしていたが、令和5年度は甲良町に事務局が変更になって減額になったと説明を受けました。

被保険者の年齢構成は、65歳以上が841人で55%、65歳以下が743人で45%と説明を受けました。

以上で質疑は終わり、討論もなく、採決に入り、委員全員賛成で、原案のとおり議案第26号は可決するものと決定をいたしました。

「議案第28号 令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」は、岡田課長、江畑係長から説明を受け、質疑を行いました。

後期高齢者の対象者は1,330人で20人増と見込んでいる。県全体では5%増を見込んでいるとの説明を受けました。

歳入の保険料は、特別、普通徴収で8,760万円、昨年比13万円の増、率にして72.6%。一般会計からの繰入金は事務費661万円、保険基盤安定繰入金（軽減分を含めて）2,628万円である。

歳出は、後期高齢者医療広域連合の納付金が1億1,389万円で94%を占めていると説明を受けました。

以上で主な質疑を報告いたします。

後期高齢者医療被保険者証もマイナンバーカードとひもづけになると思うが、どのようなスケジュールでやっていくのかという問いに対しまして、令和6年度秋頃に基本的にはマイナンバーカードに移行を計画をしている。持っていない方には、資格確認書を発行する予定だと答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論もなく、採決に入り、委員全員賛成で、原案のとおり議案第28号は可決するべきものと決定をいたしました。

「議案第27号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計予算について」、林課長、森係長から説明を受け質疑を行いました。

第1号被保険者は2,465人で前年度から54人減。

歳入では、保険料、基準額5段階で7,200円、所属により12段階あり、特別、普通徴収で1億7,754万円の329万円減。国の負担金1億4,205万円、国からの補助金6件、5,824万円、支払基金交付金2億1,886万円。県の負担金1億1,649万円。県の補助金676万円。町の一般会計からの繰入金負担金分9,943万円と事務費、軽減分等合わせて3,525万円、基金から828万円を支出すると述べられた。

歳出では、介護サービス等諸費、10事業で7億3,390万円、85%。介護予防サービス諸費、8事業で373万円、高額サービス費2,215万円、特定入所者介護サービス等3,502万円、地域支援事業1,699万円、包括的支援事業費、6事業で2,911万円、第9期老人保健福祉計画・介護保険事業計画改定の業務委託料に250万円を見ていると説明を受けました。

主な質疑では、第1号被保険者の保険料が令和4年度と比較して329万円の減額になっているが、その理由はに対しまして、65歳になる方が減少している。今後高齢化

率も下がる傾向にあると答弁がありました。

介護保険事業会計が令和4年度に比較して歳入、歳出1,462万円の減額になっているが、健康な方が多いのか、事業の内容が変わったのかの問いに対しまして、歳出の85%を占める介護給付費が1,626万円減少している。人数も減少しており、介護認定率も15%で県下、全国でもトップクラスで元気な高齢者が多い。介護予防の事業、地域支援事業費に予算を拡充していきたい。

また、介護保険の第1号被保険者保険料は介護給付の23%に充てる決まりがあるが、何%かの問いに対しまして、22.7%くらいで、その差の0.3%は国庫支出金、調整交付金および保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金のインセンティブ交付金で賄っていると答弁がありました。

地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業とはの問いに対しまして、介護予防・生活支援サービス第1号事業費1,301万円、介護予防ケアマネジメント費用399万円、一般介護予防事業費185万円までが総合事業費となっている。また、介護予防と一般介護予防、要支援の方が行う介護予防、要支援を受けていない方が行う介護予防を総合的にやっている事業と捉えていただきたいと答弁がありました。

また、総合事業を国が広げようとしているのがの問いに対しまして、総合事業の基本は訪問型のサービス、通所型サービス、今の総合事業に入っている。今後は、要支援から介護1のレベルまで市町の総合事業で対応を求められるのかと思っていると答弁がありました。

地域支援事業費、生活支援体制整備事業委託料500万円は、社会福祉協議会に委託をしているが、事業の内容と用途については、人件費が470万円で、残りの30万円が事業に係る経費である。事業内容は、サロン等に出席をしていただき、各地域の困り事、困っている方の支援など、困り事を役場に報告してもらい、今後の地域での支え合いの施策に生かしたいと答弁がありました。

また、基金はどのくらいあるかの問いに対しまして、令和4年度末で約8,500万円と思われるとの答弁がありました。

介護保険の財源はという問いに対しまして、国が25%、支払い基金が27%、県と町が12.5%、第1号被保険者が23%であると答弁がありました。

以上で質疑は終わり、討論もなく、採決に入り、委員全員賛成で、原案のとおり議案第27号は可決すべきものと決定をいたしました。

「請願第1号 精神障害者に対する医療費助成制度の改善に関する請願書」を審査いたしました。この請願は、大津市和邇今宿892-3、ぴあ☆らぼ内、特定非営利活動法人、滋賀県精神障害者家族会連合会、理事長、川並正幸氏からであります。紹介議員は山口久男議員でありました。

請願事項は、精神障がい者が心と体が安心して医療に関わることができるよう、医療費助成の制度を改善してほしい。入院医療費、精神科以外の受診において、奈良県と同

様な医療費助成制度を適用されるよう滋賀県に意見書を提出してくださいとの請願でありました。

障害者総合支援法では、身体、知的、精神の3障がいを一元化して、障がい福祉サービスの共通した制度で提供を規定しています。しかし、医療助成については、身体、知的障がい者は、診療科にかかわらず助成がされております。精神障がい者は精神科の通院のみの助成で、ほかの診療を受けた場合は、通常者と同じ3割負担です。

本町も精神障害者保健手帳1級・2級の交付を受けておられる方は32名おられます。障がいがあって収入の低い方は生活保護の申請も可能ではないかとの意見もありましたが、同居家族がいれば生活保護を受けるのは難しい。誰でも同じサービスを受ける権利はあり、同様な診察が受けられる制度にすべきと思います。いろいろと意見が出ましたが、委員全員の賛成により採択をされました。

請願が可決すれば、滋賀県への意見書を送付したいと思います。本会議で意見書案を上程したいと思いますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

10番、山口久男産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 山口久男君 登壇〕

○産業建設常任委員長（山口久男君） 産業建設常任委員会に付託されました議案は、「議案第24号 令和4年度多賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について」、「議案第34号 令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について」、「議案第35号 令和5年度多賀町水道事業会計予算について」、「議案第36号 令和5年度多賀町下水道事業会計予算について」、「認定第37号 町道路線の認定について」の5議案であります。

以上の議案について、審査の経過ならびに結果について、会議規則の規定によりご報告申し上げます。

3月13日午前9時より委員全員と、執行者側より町長、副町長、会計管理者、各担当課長および係長、主査の出席を求め、委員会を開催しました。各課に関する事項についてそれぞれ担当者から説明を受け審査を行いました。

以下、質疑の主な説明および審査の経過および結果について申し上げます。

「議案第24号 令和4年度多賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について」、収益的収入及び支出の補正では、収入では営業収益2,107万円、営業外収益209万円を追加し、下水道事業収益を4億1,926万3,000円とするものです。

支出は営業費用289万2,000円、営業外費用250万円を追加し、下水道事業費用を4億11万2,000円とするものです。

資本的収入及び支出では、収入は企業債を560万円の減額、補助金408万5,000円の減額。工事負担金53万1,000円を追加し、資本的収入を1億2,915万

6,000円とするもので、支出は建設改良費849万円の減額、返還金88万7,000円を追加し、資本的支出を2億5,461万8,000円とするものです。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

下水道使用料で2,496万7,000円の増額補正に関することについて、水量としては何 m^3 程度かとの質疑に対し、答弁では10万トンになりますとの答弁がありました。

中川原地区の雨水整備について質疑に対し、旧の四手川であり、永福寺の前から工事をし、今年から上流より整備しており継続であるとの答弁がありました。

側溝に蓋をする工事かとの質疑に対し、現状は土の状態の自然の河川になっています。今回工事については、U字溝など可変側溝という構造物を入れ、場所によっては蓋をかけていく形になりますとの答弁がありました。

令和5年度の入札の時期についての質疑に対し、補助金の交付決定の時期を見ての発注になりますが、夏までには入札ができると思っておりますとの答弁がありました。

最終的な損益計算はどの程度になるのかとの質疑に対し、今回の補正予算で見ますと、当年度の純利益で500万円余りになる予定をしておりますとの答弁がありました。

純利益留保資金への積立金の見通しについての質疑に対し、前年度の繰越利益剰余金は1,900万円弱になりますので、それが大体2,400万円ぐらいになる予定はしております。損益勘定留保資金もあり、今年度も決算見込みで4,000万円余りとなり、1年当たり1,000万円程度の増で推移しておりますとの答弁がありました。

以上の質疑の後、採決を行い、「議案第24号 令和4年度多賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について」、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第34号 令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について」、令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計の予算は、歳入歳出それぞれ7,015万円とするものです。歳入の主なものは、令和2年度から農山村地域整備交付金を活用し、処理施設の設備・機器の更新を図っており630万円。歳出では、処理場の保守や真空ポンプ等の維持管理料に加え、萱原処理場および佐目処理場の設備更新に係る費用が主な予算となっています。公債費は、令和4年度に公営企業会計適用債を新たに借り入れたが、1年据置きのため、ほぼ同額の計上となっていますとの説明がありました。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

今後の修繕計画についての質疑に対し、真空弁のオーバーホールとか軽微な修繕を支出させていただく予定をしておりますとの答弁がありました。

接続件数の動向はどうかとの質疑に対し、新規の接続について、今年度はありませんでした。接続率としては変わらないが、接続人口が減少しているという状況ですとの答弁がありました。

汚泥の引き抜きについての質疑に対し、湖東広域衛生管理組合において、各処理場で

年間40トン程度を定期的に毎年引き抜きしており、5年に一度に別途契約して引き抜きをさせてもらうという状況ですとの答弁がありました。

起債の約3億円の返済期間は何年かとの質疑に対し、起債の大半が、施設整備に係る部分で、平成14年度以降から約20年までに施設整備に借り入れたものを30年で償還するという予定をしております。その分については、令和20年度頃に起債の償還が終了する計算になります。

740万円の起債の償還についての質疑に対し、740万円は地方公営企業会計の適用債ということで借入期間は10年となっており、10年償還となっていますとの答弁がありました。

以上の質疑の後、採決を行い、議案第34号令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第35号 令和5年度多賀町水道事業会計について」、収益的収入及び支出の予定額について、収入総額は3億9,172万円、支出総額は3億3,287万円とし、収入の内訳は、営業収益2億7,795万円と営業外収益1億1,377万円です。支出の内訳は、営業費用2億8,769万円と、営業外費用4,338万円、特別損失30万円、予備費150万円としております。資本的収入及び支出は、資本的収入の総額を5,000万円とし、その内訳は工事負担金1,000万円、企業債4,000万円です。支出は、資本的支出の総額を2億1,098万円とし、その内訳は、建設改良費に9,388万円と企業債償還金1億1,710万円です。資本的支出に不足する額は、損益勘定留保資金で補てんをするものであります。他会計からの補助金は、起債償還のために、元利償還額の2分の1相当分の7,597万8,000円を一般会計からの繰入れとなっています。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

専門技術職の配置についての質疑に対し、水道事業の技術職員を十分に配置できない状況です。このことは、他の事業体でも同様であり、技術の継承が難しくなっている状況です。規模の小さな事業体につきましては、民間企業に管理委託をされているところも見受けられ、職員を育てるよりも、民間の方に委託していくという方向に移りつつあるというのが今の現状です。多賀町でも何とか今まで自前の職員で維持管理を続けてきておりますが、だんだん総数が少なくなっている状況で、役場職員として技術的な部分をカバーする部分と民間に委ねられる部分を分けて考えていく必要もあるとの答弁がありました。

料金支払いの未納の方は何人かとの質疑に対し、現時点での未納者となりますと、過年度支払い者も合わせて50人程度ですとの答弁がありました。

純利益の見込みについての質疑に対し、令和5年度について5,000万円程度の利益を見込んでおります。4条の支出を含め、現金としては大体3,700万円の増加を見込んでおりますので、令和5年度末時点で7億円の留保資金の予定はしておりますと

の答弁がありました。

耐震化について、配水管まで補助対象ではないのかとの質疑に対し、補助の基準からは、配水管も補助対象ではあるが、多賀町の場合は配水支管という位置づけになっています。配水支管は補助の対象外です。送水管は補助の対象となるが、補助率は非常に低くなっていますが、給水拠点への配水管の場合、補助率は高くなっています。給水拠点へ送る配水管とは、多賀町では限られているため、補助金の効果は少ないということでありますとの答弁がありました。

今年の10月からインボイス制度が始まるが、町としての対応の中で何が問題なのかとの質疑に対し、町の対応として、事業者さんの方から、証明書を発行してほしいという話が増えていると予想されます。一方、町から申告する側の方につきましては、事業主様に対し、インボイスの提出をお願いする形になってまいりますので、個人事業主さんもおられることから、制度が始まった段階では80%までは控除が可能になってまいりますので、そのことを含め、周知の方を進めていきたいとの答弁がありました。

一般会計からの補助についての質疑に対し、令和5年度は一般会計からの補助、7,500万円がないと収支としては赤字になってくる予定をしております。令和5年度だけで見ますと、一般会計から繰入れをもらって何とか収入を安定させているという状況になっていますとの答弁がありました。

収益的収支の推移についての質疑に対し、令和3年度は、令和5年度と比べ費用の面で電気代等が低かったことから、令和3年度につきましては収入に対して費用を抑えることができ、純利益7,300万円程度でありました。令和5年度は電気代等の費用が増える予想から、利益は令和3年度に比べ減る予定はしております。また、令和4年度に比べ、令和5年につきましては、もう少し電気代が安くなってくる予想をさせていただいて、見させていただいております。令和3年度と令和5年度の比較をさせていただきまして、増えているところは、原水では修繕費と動力費が増えていることになっております。それ以外の配水では、修繕費用や委託料で新規に予算計上していることなどで経費が増えております。総係費も増えており、収益は変わらないが経費の方が増えておりますので、その影響によって利益が減ると想定しての予算になっていますとの答弁がありました。

以上の質疑の後、採決を行い、「議案第35号 令和5年度多賀町水道事業会計予算について」、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第36号 令和5年度多賀町下水道事業会計予算について」、令和5年度多賀町下水道事業会計は、収益的収入及び支出の予定額について、収入総額は4億4,798万円、支出総額は4億4,719万円とし、収入の内訳は、営業収益3億2,240万円と営業外収益1億2,558万円です。支出の内訳は、営業費用3億9,969万円と、営業外費用4,720万円、特別損失30万円としております。

資本的収入及び支出について、資本的収入の総額を1億4,786万円とし、その内

訳は企業債の8,690万円、他会計出資金4,700万円、補助金843万円、負担金553万円です。

支出は、資本的支出の総額を2億6,455万円とし、その内訳は、建設改良費に3,627万円と企業債償還金2億2,828万円です。資本的支出に不足する額は、損益勘定留保資金で補てんするものであります。

加入率はどのくらいかとの質疑に対し、下水道区域で下水道に接続されている家庭の率は95.7%ですとの答弁があります。

使用料の増加についての質疑に対し、使用料収入の増加の大きな要因、原因は、来年度は平和堂の方で工場を建設されておられるのが完成し、令和5年5月から下水道利用されることが一番大きくなっております。また、今年度、参天製薬も工場の増設による設備投資をされることから、今年度以降、来年度、増えていくということ聞いております。2社が増加の主な要因になってくるかと思えますとの答弁がありました。

下水道の清掃は定期的なものかとの質疑に対し、下水道の本管洗浄調査点検は、ストックマネジメント計画に基づいて毎年実施しており、それ以外に何か事情が見受けられるようなことがあれば、そのときに別途、確認なり洗浄はしている状況ですとの答弁がありました。

多賀サービスエリアの使用量の状況はどうかとの質疑に対し、令和2年度で、サービスエリアはコロナの影響で、使用量はかなり減りました。それ以降、令和3年度、令和4年度と順調に回復してきておまして、ピーク時の平成30年度にかなり近い数字まで回復しています。令和5年度はおそらく同程度というふうには見込んでおりますとの答弁がありました。

以上の質疑の後、採決を行い、「議案第36号 令和5年度多賀町下水道事業会計予算について」、全員賛成で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「認定第37号 町道路線の認定について」、認定路線1177号は、久徳用水1号線で、大字久徳字用水382-1から久徳字用水382-28で延長187mです。次に、認定路線1178号は、久徳用水2号線で大字久徳字用水382-29から久徳用水382-25で、延長81.3mです。認定路線1179号は、月之木2号線で大字月之木字南川原57-3から大字月之木字南川原57-19で延長201mです。認定路線1180号は月之木2号線で大字月之木南川原57-10から大字月之木字南川原57-18で延長55mです。

以上の4路線の認定であります。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

町道路線1177号、久徳用水1号線の起点はどこになるのかとの質疑に対し、県道多賀醒ヶ井線と接しているところであり、団地内の道路であるとの答弁がありました。

認定4路線の総延長についての質疑に対し、認定延長は525.9mであり、これによって町道の総延長は137kmになるとの答弁がありました。

以上の質疑の後、採決を行い、「認定第37号 町道路線の認定について」、全員賛成で、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会に付託されました審査結果の報告を終わります。

○議長（松居亘君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

報告に当たっては、令和4年度補正予算と令和5年度当初予算ごとの報告でお願いいたします。

最初に、「議案第23号 令和4年度多賀町一般会計補正予算（第9号）について」の報告を求めます。

9番、川添武史予算特別委員長。

〔予算特別委員長 川添武史君 登壇〕

○予算特別委員長（川添武史君） 予算特別委員会の報告を行います。

予算特別委員会は、令和5年3月3日に付託を受けました「議案第23号 令和4年度多賀町一般会計補正予算（第9号）」、歳入歳出5,431万円を追加し、総額63億8,626万円と翌年度に繰り越す事業13事業、債務負担行為の補正1件、地方債補正追加1件、変更2件および令和5年3月9日午前9時から11時まで委員会室において町長、副町長、教育長3役および担当課長の出席を求め、委員全体で審議を行いました。

その結果を会議規則により報告をいたします。

まず、総務課所管においては石田課長、金田課長補佐から繰越明許費の公用車購入費、物価高騰生活者支援給付金事業、合わせて2,100万円、国からの交付税が2,679万円増加し、財政調整基金繰入金では1,000万円の減額、また、ふるさと納税が好調なため700万円を基金に積み立て、まちづくり基金の総額が8,200万円となった。また、ふるさと納税の業務委託費が330万円増額になったとの説明を受けました。

主な質疑では、物価高騰支援給付金事業では、3万円の対象者と交付時期はの問いに対しまして、1,495所帯で997所帯が支給済み、未提出の方が410所帯おられ、再度周知をしたいとの答弁がありました。

ふるさと納税が増加した原因はの質問に対しまして、キリンビール商品が増加したのと、楽天からの申込みが多くなったとの答弁がありました。

また、企画課所管においては、野村課長、藤本係長から繰越明許費の都市公園整備事業、約1億2,000万円、債務負担行為補正、多賀町若者定住支援助成金交付事業（第5期分）、令和5年1月2日から令和8年1月1日までに住宅を取得、多世代同居用住宅の増築など、住宅に課税される固定資産税額を限度額2,400万円の範囲内で交付する事業で、住宅取得は1件当たり6万2,500円、各年度40件の250万円、町内事業者の施工割増し1件10万円の5件分、50万円を見込んでいると説明を受けました。

主な質疑では、（仮称）結いの森公園の整備事業の進捗状況の問いに対しまして、現

在はあま土のすき取り、造成のレベル監理を進め、ほかの公共工事から搬入路を調整しています。また、造成工事は令和5年11月まで、造園工事は令和6年1月までをめどにしているとの答弁がありました。

また、福祉保健課所管では、林課長から老人福祉費、配食サービス事業利用者負担金と配食サービス事業委託金32万円と衛生費、国庫支出金返還金39万円の説明を受け、質疑をしました。

主な質疑では、配食サービス利用者の数には対しまして、6人から11人に増加している。山間地の方の利用が多いと説明を受けました。

また、シルバー人材センターに配達を委託しているが、利用者が増えれば、6時の期間に配達が終われるのか。終われないときの対応には対しまして、シルバー人材センターと協議したいとの答弁がありました。

産業環境課所管では、飯尾課長、谷川課長補佐、竹田課長補佐から、繰越明許費の農業費2件1,100万円、林業費2件1,420万円、商工費1件200万円と、歳入では農業費県補助金800万円、歳出では農業費で佃池改修測量設計委託料800万円の説明を受け質疑を行いました。

主な質疑では、林道改修事業の1,100万円はなぜ事業が遅れたのかの問いに対しまして、びわこ東部森林組合が間伐、皆伐施業中のため遅れた。7月から8月に施工したいとの答弁がありました。

また、佃池の改修は全て国費かの問いに対しまして、全て国費で、今回は800万円の予算であると回答を受けました。

農業振興地域整備計画事業はどの地区の事業かの問いに対しまして、多賀町全域を行うとの答弁がありました。

また、地域整備課所管においては、藤本課長、岸本課長補佐からスマートインター整備事業1億2,281万円と、新規事業で、国の第2次補正で採択になった町道多賀高宮線舗装繕工事1,335万円で、キリンビール前の舗装工事を令和5年度に繰り越して行うとの説明を受けました。歳出では、県営道路改良事業5か所で負担金405万円の増額、川相、大君ヶ畑等で県営急傾斜地崩壊対策事業負担金159万円の減額、除雪事業費1,436万円の増額補正であると説明を受けました。

主な質疑では、キリンビール前の町道舗装工事の財源と施工時期はの問いに対しまして、国の補正に要望したが、1,200万円しか措置されなかった。財源としては、国庫交付金、町債600万円と単独費135万円を加え、1,335万円の予定で、工事時期はキリンビールと調整したいとの答弁を受けました。

また、307号線スマートインター下り線入り口への右折だまり工事は、今後の切下げも考慮をしているのかの問いに対しまして、勾配修正は歩道の増設もあり現行は無理である。今回は県の単費で施工。切下げは、国の補助事業で行うと聞いているとの説明を受けました。

教育委員会所管においては、教育総務課長、大岡生涯学習課長、木下係長から繰越明許費の認定こども園整備事業、あけぼのパーク多賀受変電設備修繕事業と、中央公民館「多賀結いの森」光熱費39万円の増額予算の説明を受けて質疑を行いました。

主な質疑では、久徳認定こども園の進捗状況はの問いに対しまして、半導体不足など、材料の納期が遅れている。5月中旬には竣工式、6月開園を予定しているとの回答がありました。

あけぼのパーク変圧器改修工事も半導体不足で遅れているのかの問いに対しまして、半導体不足で納期が遅れていると聞いているとの回答がありました。

「議案第23号 令和4年度多賀町一般会計補正予算（第9号）」は、以上で質疑を終わり、討論もなく、採決し、議案第23号は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で予算特別委員会の報告は終わります。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

議場の時計で2時40分といたします。

（午後 2時26分 休憩）

（午後 2時38分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算特別委員長に「議案第25号 令和5年度多賀町一般会計予算について」の報告を求めます。

9番、川添武史予算特別委員長。

〔予算特別委員長 川添武史君 登壇〕

○予算特別委員長（川添武史君） 予算特別委員会の付託案件の審査結果を報告いたします。

予算特別委員会は、令和5年度3月定例会、3月3日に付託を受けました「議案第25号 令和5年度多賀町一般会計予算」、歳入歳出49億7,200万円と債務負担行為4件、地方債10件を令和5年3月14日、15日、16日の3日間、委員会室において執行者側から町長、副町長、教育長3役をはじめ、担当課長、課長補佐等の出席を求め、委員全員と質疑を行いました。その結果を会議規則により報告いたします。

まず、総務課所管につきましては、石田課長、金田課長補佐の出席を求め、説明を受け質疑をしました。

最初に、予算の概要について、歳入予算の町税については、令和4年度決算見込みから法人町民税の増額等で1億1,190万円の増額、17億4,733万円とした。また、国・県からの交付金の減額で6億4,567万円、財政調整基金等からの繰入金3億9,500万円の減額、町債、認定こども園整備事業3億3,800万円等の減額予算となった。また、町税、寄附金、繰入金、諸収入など自主財源は24億6,171万円で4

9.5%、国からの交付税、国・県からの交付金など依存財源は25億1,030万円で50.5%である。また、町全体では一般会計49億7,200万円、特別会計9会計で19億6,624万円、2事業会計で、12億5,559万円で総額81億9,383万円の予算であると説明を受けました。

総務課所管としましては、ふるさと納税の事業のさらなる増額（1億円の寄付金）を求め中間サイト、ふるさとチョイス、楽天などほか、新たなサイトも視野に入れて取り組んでいくと説明を受けました。また、庁舎の老朽化等設備の改修、今年度は電話設備の改修に1,100万円、冷暖房機器の改修計画を行うとの説明を受けまして、質疑を行いました。

主な質疑では、今年度予算において臨時財政対策債が大きく減額になっている。国は交付税を増額し臨時対策債を減額方向に持っていく考えだが、本町にとってはどちらが良いのかの問いに対しまして、総務省の考えは、これだけ配分したら経済は刺激を受けて好転し、税収が増加すると思われる。しかし、人口が減って本当に今後の需要額は増加するのかが心配をされています。需要額が減少し、税収が一定程度見込めれば交付税は減額になる。需要額を増やす対策、人口を増やすなど、今後の課題だと思いますとの答弁がありました。

また、ふるさと納税についての今後の対策はに対しまして、1億円の寄付金を入金され、返礼品が30%、経費が30%で、残るのは40%の4,000万円である。町内からふるさと納税で出て行く金もあり、二千数百万円で、実際には千五、六百万円しか残らない。今まで全額まちづくり基金として、基金に積み立て、次年度に、目的別に分配してきた。しかし、令和5年度からは、同じ年度の財源として充てていく必要が出てきたと思っています。

また、地域整備課所管については、藤本課長、岸本課長補佐の出席を求め、説明を受け、質疑を行いました。地方債の限度額は、町事業において通学路安全対策、町道多賀高宮線、スマートインター上り線事業、道路改良事業、急傾斜地崩壊対策事業、5事業と、県営事業分の急傾斜対策事業、道路改良事業、2事業に対する負担金で8,260万円である。

歳入では、国の補助金としてスマートインター上り線に2,500万円、道路改良事業ほか社会資本整備総合交付金2,884万円、県補助金急傾斜対策事業に4,050万円、河川愛護委託金302万円。地籍調査補助金516万円等の見込みであると説明を受けました。

歳出では、スマートインター整備事業上り線に5,000万円、道路改良工事6路線に7,400万円、交通安全施設整備に400万円、萱原急傾斜工事に4,500万円、地積調査に793万円、河川愛護補助金に302万円を計上したと説明を受けました。

主な質疑では、スマートインター上り線、工事期間、耕土の置き場所として借地料を計上しているが、ここはスマートインターの関連工事ではないのかの質問に対しまして、

上り線の関連工事であると考えている。現在も、盛土材の保管場所を町が借りている。建設費を抑えるため、土を購入せず、良質なほかの建設残土を使用するために借りている。耕土は完成時にはそれらを田んぼに返すために必要となる。

また、犬上川の景観整備作業は、大滝地区の関係集落や団体によるボランティア作業として、それぞれが予定日に参加できる人員を確保しているのに、その直前にシルバー人材センターに除草作業を委託され、景観整備作業の日程が延期になってしまうことは発注方法に問題があると思う。今後の改善策はの問いに対しまして、犬上川はシルバーさんの作業開始時期が遅れてしまった結果、景観整備作業の時期と重なってしまう。発注時に作業を完了させる日を徹底したいと答弁がありました。

また、シルバーさんも超高齢化で重労働、危険性を伴う除草の作業の人手が足りないのではないかと。また、自治会がやる道路愛護、河川愛護作業で集落活動も少しの補助金がもらえることは否定しないが、安全性を考えると問題があるが、事故等への対策はの問いに対しまして、シルバーさんは現在、作業区間の前後にガードマンを配備、また三、四十メートルを作業空間として作業をしていただいている。集落活動としての除草作業は、役場に作業計画を届けていただき、役場でまとめて傷害保険に加入している。ボランティアとして作業されているので、作業責任者を選任していただくことは困難であり、無理のない範囲で取り組んでいただきたいとの答弁がありました。

企画課所管については、野村課長。本田課長補佐、藤本係長の出席を求め、説明を受け、質疑を行いました。債務負担行為では、(仮称)結いの森公園整備事業で5,000万円は遊具整備に係るもので、芝生等の養生期間と調整をし、遊具の設置時期を考えたい。

歳入の大きなものでは、県補助金としてコミュニティバス運行対策費補助金355万円、個性輝く自治活動補助金(四ツ屋会館山麓庵)100万円、諸収入として、宝くじ社会貢献広報事業100%補助の4自治会分610万円、湖東圏域公共交通活性化協議会返戻金3,507万円の約27%の935万円、琵琶湖総合保全市町交付金300万円。

また、歳出の大きなものでは、町広報誌3,000部、350万円。有線放送運営補助金250万円、スマートインター下り線開通式費用(4月29日午後3時開通)50万円、地域おこし協力隊報償費は1人を増員し、合わせて3人分の839万円と活動補助金600万円、コミュニティ助成事業助成金(宝くじからの補助金)除雪機購入費用で萱原区3台と大岡区3台、太鼓の張り替えで大君ヶ畑区と佐目区を合わせて610万円、個性輝くまちづくり活動支援事業補助金は、多賀区の四ツ屋会館山麓庵改修工事に200万、まちづくり活動支援交付金、一般交付金39自治体に775万円、特別提案型交付金407万円、総額で1,182万円。

電子計算費では、備品購入費、パソコン14台、プリンター5台の325万円、電算機器保守、構築、OCRシステム運用支援委託料611万円、6町行政情報システム

(6町クラウド)関連で使用料と負担金を合わせて4,890万円、全国自治体間の情報連携のためのシステム利用料210万円。

また、公共交通対策費は、湖東圏域公共交通活性化協議会事業負担金(愛のりタクシー等)関連に3,500万円、コミュニティバス運行対策費補助金(運行費用の欠損額)2,867万円、ほかに近江鉄道線活性化再生協議会負担金、軌道等の施設維持管理費6億4,038万円の1.31%、839万円、運営費用540万円の1.31%、7万円を合わせた846万円、新たに一般社団法人近江鉄道線管理機構負担金(令和6年度から上下分離、第3種鉄道事業者として設立します)人件費等6,620万円の2.62%、174万円を計上したと説明を受けました。

主な質疑では、地域おこし協力隊1名増員だが、どこで何をするのかの問いに対して、大滝地域の活性化で、富之尾の旧営林署跡地で活動されている弁当づくりなどの支援と移動手段の構築などの支援活動の検討を進める。

また、広報たがが減額になっているかの問いに対して、令和4年度の一般競争入札の結果から、予算上は減額になっているが、令和5年度から紙面をフルカラーとし、毎月3,000部を発行していると答弁がありました。

会計室所管について、奥川会計管理者から説明を受け、質疑を行いました。

会計室は歳出のみで、人件費込みで303万円、新しくPay Payでの入金など対応に新しいレジスター導入経費をインボイス制度が始まる10月分からを見込んだ。

キャッシュレス決済が増えてくる可能性があるということだが、Pay Pay等の手数料はいくらかという質問に対して、Pay Payは1.5%ですが、カード会社とかクレジットカード決済は倍くらいの手数料がかかると答弁がありました。

議会事務局所管については、夏原議会事務局長から説明を受け、質疑を行いました。議会費7,172万円で35万円の減額と監査委員費63万円、公平委員会費2万円であり、議員・職員の人件費が主なもののほか、議会広報誌などの需用費229万円、県郡議長会、彦愛犬議長会の負担金が226万円であると説明を受けました。

主な質疑では、議場の冷暖房の改修計画はあるのかの問いに対して、修繕はしましたが、今後、また空調が効かなくなる可能性がある。令和5年度、総務課が庁舎内の空調に関する基本構想を予算化し、どのように改修するかを考えていくとの答弁がありました。

また、福祉保健課所管については、林課長、小菅補佐の出席を求め、説明を受け、質疑をしました。まず、令和5年4月1日から夜間、休日における小児科の医療のかかり方が変更になることを説明を受けました。日曜日、祝日、年末年始の昼間は今までどおりで、彦根休日急病診療所、または彦根中央病院、夜間は小児科救急電話相談へ電話し、土曜日の午前は彦根中央病院、また、かかりつけ医、診療所など。重症、入院の必要な場合は、土曜日午後、夜間および平日、月、水、金の夜間は、重症は長浜赤十字病院で対応する。平日夜間、火、木は重症、入院は今までどおりで彦根市立病院に変更になる。

住民に対しては4月号の広報、また保護者にはチラシ等を配布すると報告を受けました。

続いて、歳入について説明を受けました。負担金として、配食サービス利用者から276万円、国庫から児童手当9,283万円、障害者自立支援事業費6,082万円、コロナワクチン接種対策費110万円、補助金としてコロナワクチン接種事業に295万円、県負担金、児童手当2,011万円、障害者自立支援事業費3,041万円を受け入れる。

歳出では、地域福祉計画策定委託料に220万円、社会福祉協議会補助金を1,842万円、権利擁護サポートセンター負担金185万円、民生児童委員活動補助金409万円、介護保険特別会計繰出金1億3,512万円、402万円の減額、また、長寿祝金は115万円、配食サービス委託料（弁当代・配達代含めて）442万円、シルバー人材センターへの補助金等で1,030万円、もんぜん亭の管理、経費など383万円、清流の里・湖東会の補助金、また負担金で496万円、補聴器購入費補助金（障害福祉費）で25万円、障害者自立支援費1億4,443万円のうち、介護給付費が1億2,000万円で大半である。

保険事業費5,326万円、927万円の減、がん検診、各種予防接種委託料、4,915万円で、子宮頸がん予防ワクチンの接種者が見込みよりかなり接種率が低率である。コロナワクチン接種対策費404万円、総合福祉保健センター費1,406万円、前年度より2,255万円と大きく減額になった。空調工事がおおむね終わったのが主な理由と説明を受けました。

主な質疑をします。

子宮頸がんワクチン接種者が少ないため減額したと言われているが、啓発はしているのかの問いに対し、子宮頸がん予防ワクチンは、数年前まで副反応が強くて接種の勧奨を控えていた。その影響もあるのかなと思われる。また、ワクチンは3回打つ必要がある。コロナワクチンの接種とも重なり、期間的に難しく、接種者が少なかったと思われると答弁がありました。また、強要はができないが、機会あるごとに啓発をしていきたいとの答弁がありました。

保健医療圏域の変更があると聞いているが今後の体制はという問いに対し、まず、彦根の湖東、長浜の湖北が1ブロックになり、大津、高島も1ブロック、あとは現行の甲賀、甲南、東近江の5つになるとの答弁がありました。

新規事業で請願の補聴器購入補助金を見込んでいただいたが、条例とか要綱などを決めるのか。また、新規予算として25万円、1人限度額2万5,000円で10人分だが、申請が多ければ補正で対応していただきたい。答弁として、補正で対応していきたいと答弁がありました。

教育委員会所管については、教育長、本多教育総務課長、吉田学校教育課長、木下係長の質疑を求め、説明を受け、質疑を行いました。

最初に教育長から高校受験の結果報告があり、卒業生62名全てが合格したと報告を

受けました。私立など県外にも自分自身の希望校に入学される方が多くなったと説明を受けました。

教育委員会所管は幅が広いため、最初に教育総務課と学校教育課の説明を受け、質疑を行いました。

地方債（多賀小学校校舎改修工事）3,000万円、パソコン教室を普通教室に変更、久徳うぐいすこども園整備事業730万円限度に発行する。

歳入では、保育園、認定こども園、放課後児童クラブなど保護者負担金が3,354万円、国庫から249万円。県からなつめ保育園、学童保育園などの補助金3,535万円、給食費保護者負担金、保育園など583万円、認定こども園など496万円、小学校費2,013万円、中学校1,028万円、学童おやつ代248万円の歳入があると説明を受けました。

歳出では、保育士費が4億102万円と2,525万円の増となり、保育士の増員、おむつの施設内処理などが増額となった。また、認定こども園は2億8,791万円で、1億3,681万円増で幼稚園の解体費用が含まれている。幼稚園がこども園に変更され、幼稚園費が1億2,150万円余りは減額になっています。子育て支援対策費で、放課後児童クラブ運営費用など7,329万円、小学校費、多賀小学校は384名、大滝小学校46人の義務教育費用に2億円、前年度比4,571万円の増額、多賀小学校の改修工事が含まれている。中学校費は学生201名の教育費1億930万円と昨年度比33万円の減であると説明を受けました。

主な質疑では、久徳こども園の進捗状況はの問いに対しまして、新園舎は5月に完成、6月に供用を開始します。5年度は旧園舎の解体、新しい駐車場の整備、外溝フェンスの整備、進入路の舗装工事となっている。6月議会契約議決を頂き、年内か遅くとも年度内の完成を目指す旨と答弁がありました。

先般、関東地域で学校に侵入し、先生にけがを負わせたと報道をされました。小学校はどこからも出入りができる、対策は。また、中学校の防犯についての説明を聞きたいと問いがありました。今回、防犯カメラは中学校2台を追加する。小学校については現場から要望がなかった。

大阪の池田小学校後に多賀小学校に防犯設備をした記憶がある。現在も作動しているかの問いに対しまして、学校現場では確認している。各教室で非常ボタンを押すと職員室でどこの教室か判明、廊下にはパトライト、ブザーが設置、外部にも分かるようになっていると答弁があり、春休みに点検すると答弁がありました。

また、生涯学習課においては、大岡課長、音田文化財センター所長から説明を受け、質疑しました。

歳出では、公民館費、人件費を含んで施設管理費、ホールで使用する机等の備品など2,091万円、保健体育費では、新しく生涯スポーツ専門員の報酬費216万円、スポーツ団体補助金135万円、文化財保護費では、スマートインター関連が終了したた

め、4,183万円と1,214万円の減額、胡宮神社、大滝神社に補助金1,166万円を修理費用として計上、海洋センター費は3,582万円、スポーツセンター報徳に指定管理料を計上、スポーツ公園費511万円で施設の改修費507万円のほか、107万円の増額、あけぼのパーク多賀の管理費は2,355万円、水道光熱費（電気代等）の増額、電話設備の改修工事を行う。図書館費4,616万円を計上、博物館費2,652万円、アケボノ象化石多賀標本の骨格模型が完成し、その作成業務委託料費の減額で375万円の減額、町民グラウンド費はグラウンド整備委託料80万円の増額、その他歴史民俗資料館費、武道館費、勤労者体育館費はほぼ例年どおりの予算を計上したと説明を受けました。

主な質疑では、国も学校の部活の地域移行を進めようとしているが、スポーツ専門員はどのような人を雇用するのか、何ををお願いするのかという問いに対しまして、国の補助金の中に直接部活動を運動指導するのと、コーディネートをしていただく2とおりがある。本町は直接部活の指導ではなく、将来に向けた学校部活動地域移行の運営体制構築のため、学校、地域、行政それぞれの組織のパイプ役として教職員OBの方をお願いしたいと考えている、ぜひともお願いしたいと答弁がありました。

指定文化財修理等の補助金で大滝神社屋根の修理101万円とあるが、根拠はに対しまして、この事業は令和5年度、6年度、事業費約7,000万円の予算規模であり、今回は耐震補強関係の設計業務508万円の20%、101万円です。また、県指定の文化財の修理は県が60%、町が20%、所有者20%で進められていると言われていきます。現在、地元と総額について調整しているとの答弁がありました。

また、産業環境課所管については、飯尾課長、谷川補佐、竹田補佐の出席を求め、説明を受け質疑を行いました。

歳入では、地方譲与税、森林環境譲与税で2,432万円、189万円の減額。国の交付金、地方創生推進交付金で、ライトアップ事業等に242万円、県から農林水産業費補助金8,080万円は、ため池、獣害対策、林道整備、やまのこ事業に充てるための補助金である。また、歳出では、環境衛生費、彦根愛知犬上行政組合負担金630万円、塵芥処理費、燃えないごみ、彦根犬上行政組合負担金2,343万円、可燃ごみ、湖東衛生管理組合負担金5,373万円、し尿処理費、湖東衛生管理組合負担金5,335万円、農業振興費、大型農業機械補助金400万円、環境保全型農業直接支払交付金、6団体952万円、新しくブランド米販売促進委託料等1,725万円、農村まるごと保全向上対策費1,151万円、土地改良事業、ため池改修費など4,674万円、鳥獣害対策費、サル等の捕獲1,577万円、林業費、造林補助金、放置林防止協会明確化事業補助金、森林環境学習、高取山公園委託料などで5,644万円、狩猟費、有害鳥獣駆除委託料など1,348万円、林道整備、治山工事、間伐実施、地域再生費で地域おこし協力隊1名を森林資源循環利用促進に充てる。

また、商工費は、商工会の運営費、ふるさと祭りの委託費、がんばる商店応援補助、

住宅リフォーム補助2,804万円。観光費は、観光協会運営費補助金、ライトアップ委託費など1,491万円を計上したと説明を受けました。

主な質疑では、個体数調整業務、ニホンザルの捕獲についてのどの群れを対象にしているのか。川相地区には何群も生息していると思うがの問いに対しまして、川相地区に生息している40から50頭の捕獲を思っている。あと2群程度が生息している可能性がある。委託先と検討をしていきたいと答弁がありました。

サル捕獲後の処分ですが伊賀地区では全頭処分と聞いている。滋賀県ではできないかの問いに対しまして、ニホンザルも保護動物であり、勝手に処分することは難しい。現在、野生動物保護管理事務所が滋賀県の委託を受けて調査をされている。山の奥にもサルは生息している。里近くに出るサルは、積極的に県に働きかけ、捕獲するように進めていきたいと考えておると答弁がありました。

また、米のブランド、にこまるを多賀町のブランド米として売り込みを考えているが、秋の詩、みずかがみはどうするのかの問いに対しまして、にこまるは全国的にも味の評判が良く、高温地域でも生産ができるなど、多賀でも栽培をされている。まず、ブランド米に取り組んでいるにこまるを販売促進していきたいと思っていると答弁がありました。

また、税務住民課所管については、岡田課長、藤沢課長補佐、野口課長補佐の出席を求め、説明を受け、質疑を行いました。

歳入では、個人町民税が3,700人から3億2,680万円、法人町民税、222社から2億8,606万円、7,020万円の増額。また固定資産税は土地、家屋、償却資産10億4,772万円で4,600万円の増額、軽自動車税は3,205万円、たばこ税は5,350万円、350万円の増額を計上したと説明を受けました。

歳出では、賦課徴収費、システム改修費、航空写真撮影委託料など1,953万円、戸籍住民基本台帳はシステム改修費（振り仮名戸籍）3,447万円、国民健康保険費は、特別会計繰出金6,808万円、後期高齢者医療費、広域連合負担金、特別会計繰出金1億4,039万円、福祉医療助成費、乳幼児、重度心身障がい者、母子・父子家庭と中学校までの町独自の医療費の無料化など13事業の扶助費として6,029万円を計上したと説明を受けました。

主な質疑では、固定資産税を適正に徴収するため、航空写真のみで行うのか、現地調査は。また、相続できていなく、誰の財産か分からない問題が今後出てくる。対応はの問いに対しまして、今回は航空写真の委託料ですが、現在の台帳と比較して調査をしたい。空き家、空き地の相続問題は既に出てきている。令和8年度に法律が変わり、死亡届時に相続登記を義務づけられるが徴収事務に取り組んでいきたい。

戸籍電算システム改修費は、戸籍謄本に振り仮名を明記するためと思うが、令和6年度からか。また、町民全員の振り仮名を明記しようと思うと、大変な経費がかかると思うが、事務経費はどういうふうになるのかの問いに対しまして、令和5年度はシステム

の改修のみの予算であり、振り仮名の明記は令和6年度と聞いている。法務省から何の指示もない。どのような形で経費はかかるのか。国からの指示を受け、補正も視野に入りたいと答弁がありました。

全ての所管に関する審査を終わりました。「議案第25号 令和5年度多賀町一般会計予算について」は、討論もなく、採決の結果、全員賛成で、本案は、原案のとおり可決するべきものと決定をいたしました。

以上で、予算特別委員会の報告は終わります。

○議長（松居亘君） 以上で、総務常任委員長報告および産業建設常任委員長報告ならびに予算特別委員長報告を終わります。

これより、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2 「議案第23号 令和4年度多賀町一般会計補正予算（第9号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第23号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第23号は予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 「議案第24号 令和4年度多賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第24号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第24号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 「議案第25号 令和5年度多賀町一般会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第25号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第25号は予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 「議案第26号 令和5年度多賀町国民健康保険特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第26号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第26号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 「議案第27号 令和5年度多賀町介護保険事業特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第27号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第27号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 「議案第28号 令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」の討論を行います。

山口議員。

〔10番議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） ただいま議題となっております「議案第28号 令和5年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計予算について」、反対の討論を行います。

75歳以上が加入する後期高齢者医療制度は2008年に導入されました。国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に抱え込んで、負担増と差別を押しつける制度です。所得の少ない高齢者への保険料軽減の特例措置も2019年10月から廃止されま

した。昨年10月1日からは、75歳以上が支払う原則1割の医療費窓口負担が2割になり、一定所得の高齢者は窓口負担が2倍になりました。

さらに、政府は75歳以上の医療費、医療保険料引上げなどを盛り込んだ健康保険法等改正案を今国会に提出をしました。同改正案は、年収が153万円を超える75歳以上の後期高齢者を対象に、医療保険料を大幅に引き上げるものとなっています。物価高騰の下、年金は目減りし、昨年10月からは後期高齢者医療費の窓口負担も倍増しており、受診抑制が懸念されます。後期高齢者医療費に占める国庫負担の比率は、制度発足から減ってきています。現役世代の保険料負担の上昇を抑制するためということであれば、国庫負担こそ増やすべきです。出産育児一時金の引上げに伴い、財源の一部に後期高齢者の医療保険料増額分が充てられようとしています。弱い者同士で負担を押しつけ合うような仕組みです。富裕層など、優遇税制の是正、また、大軍拡予算の見直しにより、財源を確保すべきであります。75歳以上の高齢者はもともと病気にかかりやすく、治療にも時間がかかる世代です。負担を苦しめた受診抑制で重症化や手後れに至る深刻な事態も後を絶ちません。

こうした負担増計画に食費を削ったり、受診を我慢したり、薬を減らしてもらえないなどの切実な声が寄せられています。通院を減らせば、当然、病気が悪化し、結果的に国の財政も圧迫をしてしまいます。政府は、現役世代との負担の公平性、現役世代の負担の軽減と口実を並べています。しかし、現役世代もいずれは年を取る上に、既に親の医療費を肩代わりしている人もいます。病気になりがちな上、収入の手段も限られている高齢者だけを1つの医療制度に集め、負担増か給付減かを迫る制度の破綻はいよいよ明らかではないでしょうか。

高齢者をお荷物扱いするこうした医療保険制度の廃止、公的年金削減と医療費の負担増を強いる2倍化の見直し、そしてさらなる後期高齢者保険料引上げ案の中止を求め、後期高齢者医療事業特別会計予算について反対の討論といたします。

○議長（松居亘君） ほかに討論される方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第28号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（松居亘君） 起立多数であります。よって、議案第28号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 「議案第34号 令和5年度多賀町農業集落排水事業特別会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第34号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第34号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 「議案第35号 令和5年度多賀町水道事業会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第35号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第35号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 「議案第36号 令和5年度多賀町下水道事業会計予算について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第36号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第36号は産業建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 「認定第37号 町道路線の認定について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は認定です。認定第37号は、産業建設常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、認定第37号は産業建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

日程第12 「請願第1号 精神障害者に対する医療費助成制度の改善に関する請願書」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は採択です。請願第1号は、総務常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、請願第1号は総務常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で3時50分といたします。

（午後 3時38分 休憩）

（午後 3時48分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま9番、川添武史総務常任委員長から、「発委第2号 精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書案」が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

なお、日程第13から日程第15を1号ずつ繰り下げ、発委第2号を日程第13とします。

事務局より日程表および議案の配布を行います。

○議長（松居亘君） 日程第13 「発委第2号 精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書案」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

9番、川添武史総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川添武史君 登壇〕

○総務常任委員長（川添武史君） 「精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書案」を朗読させていただきます。

心の病気は、誰もがかかる可能性がある病気です。全国で約420万人の方が罹患し、政府は平成25年（2013年）精神疾患を5大疾病に加えしました。平成26年（2014年）に国連の障害者権利条約が批准され、関連国内法も整備されました。

障害者総合支援法は身体、知的、精神の3障がいが一元化とされており、障がい種別は違っても格差、区別はないとされています。しかし、現実には格差、区別は存在し、その1つが医療費助成制度です。

身体障がい者、知的障がい者の方は診療科目にかかわらず医療費助成がされています。しかし、精神障がい者の医療費助成は精神科の通院のみであり、精神科の入院医療費や内科など他科診療は3割負担となっております。

精神障がい者の方の多くはひきこもり状態で未就労であることから、収入はゼロか、収入があっても障害者年金の約6万円程度であります。そのため、ほとんどの精神障がい者は親と同居生活をしており、精神面や金銭面で大きな親の負担となっております。

精神疾患は、回復が難しく再発することから、長期の入退院の繰返しにより医療費負担も大変です。収入面で体の不調をきたしても我慢し、診療を受けない精神障がい者もいます。

障がい者が健康で社会活動に参加するために、精神障がい者においても身体、知的障がい者と同様の医療費助成が適用されるようお願いをいたします。

令和5年3月24日、滋賀県知事、三日月大造様。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「発委第2号 精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書案」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。原案の案の字句を削除して、意見書を滋賀県に提出いたします。

○議長（松居亘君） 日程第14 「議案第38号 多賀町育英基金条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

奥川会計管理者。

〔会計管理者 奥川明子君 登壇〕

○会計管理者（奥川明子君） 「議案第38号 多賀町育英基金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、2月下旬に多賀町出身で大阪在住の方から、子どもたちへの奨学資金

として寄付の申出があったことによるもので、現在実施しております育英奨学資金と同様に本基金に積み立てて管理し、奨学資金の給付事業を行う考えです。しかしながら、今回は有価証券での寄付の申出であり、当基金条例には有価証券での管理の規定がないことから、今回条例の一部改正をお願いするものです。

改正内容につきましては、まず、第2条で新たに財産の種類を規定し、基金に属する財産を現金と有価証券としています。

第5条と第3条中では字句を改め、第3条以下をそれぞれ1条ずつ繰り下げ、第2条の次に新たに第3条を加え、積み立てる額を毎年度の多賀町育英事業特別会計歳入歳出予算で定める額と、基金への積立てを指定した寄付金の額および有価証券の額と定めています。

付則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第38号 多賀町育英基金条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松居亘君） 起立全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（松居亘君） 日程第15 「議員派遣の件について」を議題とします。

本案は、会議規則第128条の規定により、お手元に配布しておりますとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

○議長（松居亘君） 日程第16 「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

本案は、総務常任委員会および産業建設常任委員会ならびに議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した所管事務調査事項について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに決定しました。

お諮りします。本定例会において議決されました議案等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松居亘君） 異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の議事日程および本定例会に付された案件は全て終了しました。

去る3月3日開会、本日までの22日間の会期にわたり、終始ご熱心にご審議、ご審査賜り、また、議会運営に関しましても格別のご協力を頂き、誠にありがとうございました。

これをもって令和5年3月第1回多賀町議会定例会を閉会いたします。

（午後 4時01分 閉会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 山 口 久 男

多賀町議会議員 川 添 武 史